

入間飛行場における標準計器出発方式による飛行経路の変更について

1 趣旨

- 航空機の飛行は、計器飛行方式(IFR:Instrumental Flight Rules)と有視界飛行方式(VFR:Visual Flight Rules)と呼ばれる2つの飛行方式があり、飛行場ごとにそれぞれの飛行方式による発着時の飛行経路を設定
- 入間飛行場においては、計器飛行方式のうち、標準計器出発方式※1、計器進入方式※2による飛行経路を設定しており、今般、標準計器出発方式による飛行経路を変更

2 変更に至った経緯

- 防衛省は、各方式を設定するため昭和42年に定めた基準を適用(国土交通省等が管理する飛行場とは異なる基準を適用)
- 令和4年12月、日本国内の経路の基準を国土交通省が管理する飛行場の基準に統一されたため、防衛省が管理する飛行場において、順次当該基準に合わせて飛行経路の見直しを実施
- 今回、入間飛行場の標準計器出発方式について新基準※3に合わせて設計することから、飛行経路が変更

3 適用される航空機

入間飛行場を使用する航空機

4 新飛行経路

次頁のとおり。

5 今後の予定

新たに設定した飛行経路については、令和8年2月に国土交通省から公示され、令和8年3月から適用する予定

※1:標準計器出発方式

航空機が、航空保安無線施設からの電波あるいは管制からのレーダー誘導により、障害物を避け秩序よく上昇するために、滑走路から航空路に至るまでの旋回方向、高度等を定めた飛行方式

※2:計器進入方式

航空機が、航空保安無線施設からの電波あるいは管制からのレーダー誘導により、障害物を避け秩序よく進入するために、ある地点から滑走路に着陸するまでの旋回方向、高度等を定めた飛行方式の総称。

※3:新基準

航空法施行規則第189条第2項に定める計器飛行の方式を設定するため、国土交通省航空局がICAO等に準拠して定めた基準

計器飛行方式の新飛行経路イメージ（標準計器出発方式）

— 滑走路
— 出発経路（旧）
— 出発経路（新）
- - - 出発経路（有視界飛行方式）

